

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成30年11月12日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

区立小学校のプログラミング教育教材購入

(2) 目的

世田谷区教育ビジョンに基づくSTEM教育(理数教育)の充実を図るため、プログラミング教育のための教材(以下「ロボティクス」という。)を活用し、理科教育に係る科学的な思考力の育成とともに、プログラミング的志向の育成を図る。

(3) 業務内容

科学的思考、プログラミング的志向を育成するために適したロボティクスの配置

(4) 履行場所

世田谷区立小学校及び教育指導課担当者が別途指定した場所とする。

(5) 予定数量

区立小学校61校にロボティクスを各1台ずつ配置し、重点校(3校)には追加で10台配置する。

(6) 納期

平成31年2月15日(金)までとする。

(7) 履行期間

平成31年1月25日から平成31年2月15日まで(予定)

※平成31年度、平成32年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) プログラミング教育についての基本的考え方は適切であるか
- (2) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (3) 内容及び資料の作成にあたっての視点が適切であるか
- (4) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (5) 緊急時の連絡体制、危機管理体制が整備されているか
- (6) 類似業務に係る受託実績等
- (7) 見積金額の妥当性

5 手続等

- (1) 担当部課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）
電話 03-5432-2724 ファクシミリ 03-5432-3041
メール SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp
- (2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 平成30年11月12日（月）から平成30年11月19日（月）
土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
 - ②場所 (1) 及び世田谷区ホームページに掲載する。
 - ③方法 希望者に直接無償交付する。
- (3) 参加表明書の受付期間、場所及び方法
 - ①期間 上記(2)①に同じ。
 - ②場所 (1) に同じ。
 - ③方法 持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。
- (4) 提案書の提出期限並びに場所及び方法
 - ①提出期限 平成30年12月6日（木）午後5時まで
 - ②提出場所 (1) に同じ。
 - ③提出方法 持参に限る。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 要当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 有（同一事業 平成31年度、平成32年度）
ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当部課に同じ
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない

- (8) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (10) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育指導課指導管理係 福井

(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)

電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp